

介護保険制度の見直しの概要

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

ア サービスの充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

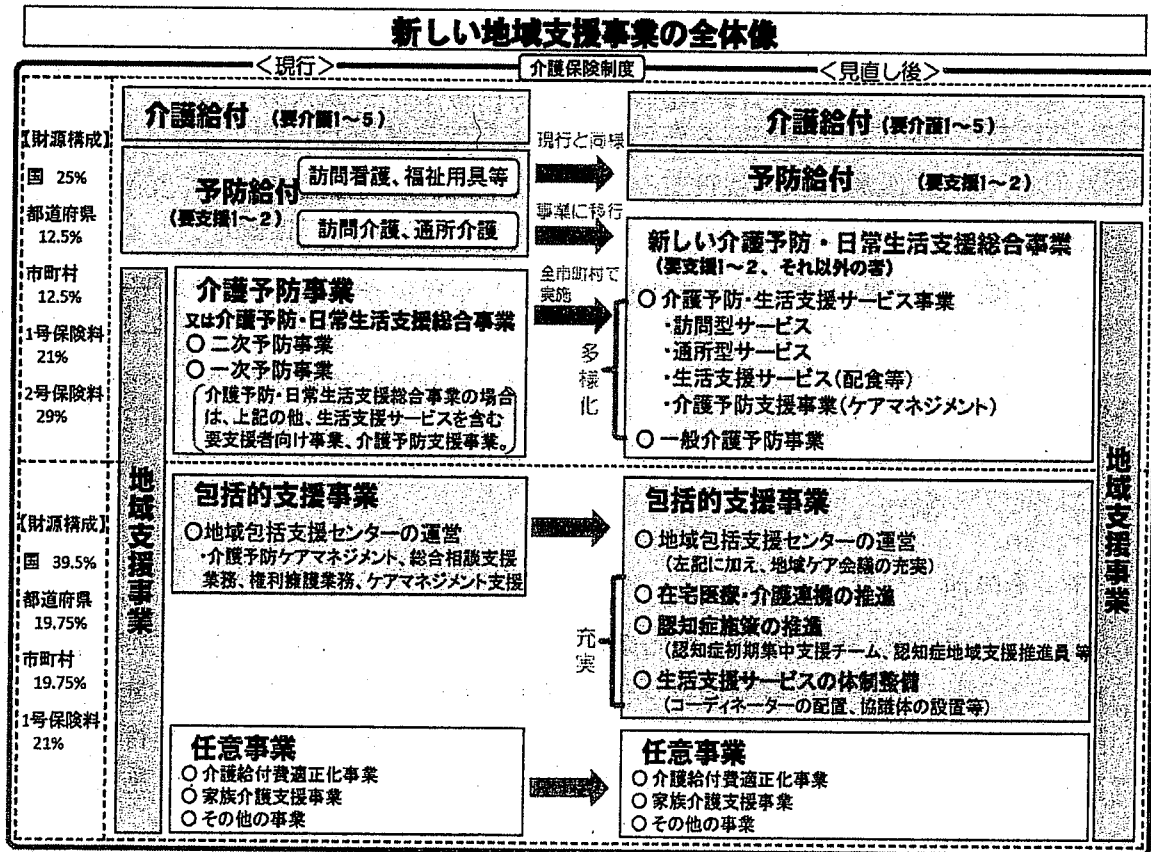
H27. 4. 1 施行
(経過措置あり)

- ・ 在宅医療・介護連携の推進 <平成 30 年 4 月までに実施>
- ・ 認知症施策の推進 (認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置等) <平成 30 年 4 月までに実施>
- ・ 地域ケア会議の推進
- ・ 生活支援サービスの充実・強化 (コーディネーターの配置、協議体の設置等) <平成 30 年 4 月までに実施>

イ 重点化・効率化

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む新しい地域支援事業に移行 <平成 29 年 4 月までに実施>

H27. 4. 1 施行
(経過措置あり)



② 特別養護老人ホームの新規入所者を、中重度の要介護者に限定 (既入所者は除く)

H27. 4. 1 施行

* 原則、要介護 3 以上 (要介護 1・2 でも一定の場合には入所可能)

2 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

ア 低所得者の保険料軽減を拡充

H27.4.1 施行

○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

* 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65 歳以上の約 3 割）

* 軽減例：新第 1 段階（年金収入 80 万円以下等。旧第 1・第 2 段階）の場合
5 割軽減 → 7 割軽減に拡大

※消費税率 10%に引き上げ時（平成 29 年 4 月）に完全実施される予定。それまでの間は一部実施（新第 1 段階のみ、保険料基準額に対する割合を 0.5 から 0.45 に軽減）

イ 重点化・効率化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

H27.8.1 施行

（1 割→2 割）※運営規程に記載がある場合は表現見直し必要

- ・ 対象：65 歳以上高齢者の所得上位 20%に相当する合計所得金額が 160 万円以上（＝単身の場合は年金収入 280 万円以上、夫婦の場合は年金収入 346 万円以上）である者

※月額上限があるため、対象者全員の負担が 2 倍とはならない。

※医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引上げ（一般の人は 37,200 円に据置）

② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

H27.8.1 施行

- ・ 預貯金等が単身 1000 万円超、夫婦 2000 万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案

3 その他

- ・ 平成 37 年（2025 年）を見据えた介護保険事業計画の策定（H27.4.1 施行）
- ・ サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用（H27.4.1 施行）
- ・ 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（H28.4.1 施行）
- ・ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲（H30.4.1 施行）